# 地域医療連携ネットワークサービス「ID-Link」利用約款

平成28年1月1日発行日本電気株式会社

## 第1章 本約款の適用等

(本約款の適用)

- 第1条 本約款は、日本電気株式会社(以下「当社」といいます。) が、契約者に提供する地域医療連携ネットワークサービス 「ID-Link」(以下「本サービス」といいます。)に適用されます。
  - 2 契約者は、本サービスの利用に関し、本約款の内容を十分 に理解し、これに同意したうえで利用契約を締結するもの とし、契約者及び利用者は本約款を誠実に遵守するものと します。

#### (用語の定義)

- 第2条 本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で用いるものとします。
  - (1) 利用契約

本約款に基づく本サービスの利用に係る当社との契約 をいいます。

(2) 契約者・利用者

契約者:当社との間で利用契約を締結し本サービスを利用する資格を持つ法人又は個人事業主をいいます。利用者:本約款第6条第2項に定める「契約申込書等」に記載されている本人をいい、本サービスを利用する権利を契約者から許諾された法人の役員もしくは従業員をいいます。

(3) 個人情報

個人に関する情報であり、当該個人の識別が可能な情報をいいます。(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができる情報を含む。また、秘密の情報であるか否かを問わない。)

(4) 対象個人情報

本サービスの提供に際して当社に保管委託された患者 番号、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話 番号等の情報項目から構成される個人に関する情報を いいます。

(5) センター設備

本サービスの提供にあたり必要となる、当社もしくは 再委託先保有の機械、器具、電気通信回線その他の電 気的設備をいいます。

(6) サービス初期画面

本サービスのシステムログイン画面をいいます。

(7) 有料オプション機能

本サービスに対して、当社が別途定めた有料機能・ 有料サービスをいいます。

## (本約款の変更)

- 第3条 当社は、当社所定の方法により相当の期間を定めて契約者に通知し、契約者の同意を得たうえで、別紙を含む本約款の内容を変更することができるものとします。ただし、変更の内容が契約者に不利益なものでないと当社が合理的に判断した場合、変更内容を契約者に通知し、当該期間中に契約者から異議申し立てがされない場合に当該期間の満了をもって契約者による同意がなされたものとみなします。
  - 2 変更後の約款は、前項の契約者の同意をもって効力を有するものとし、これをもって、本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款記載の内容が適用されるものとします。

3 前項の定めにかかわらず、契約者は、当該期間内に利用契約の中途解約を申し入れ、利用契約を終了することができるものとします。この場合、当社は、当該中途解約により契約者に生じるいかなる損害に関しても一切責任を負わないものとします。

(当社からの通知)

- 第4条 当社もしくは再委託先は、サービス初期画面への掲載その 他当社が適当と判断する方法及び範囲で、契約者が本サー ビスを利用するうえで必要となる事項を通知するものとし ます。
  - 2 前項に定める通知は、当社もしくは再委託先が当該通知の 内容をサービス初期画面に掲載した時点から効力を有する ものとします。ただし、本約款の変更に関しては、第3条 第2項の通りとします。

(本サービスの内容)

- 第5条 本サービスの具体的な内容は、別紙「サービス仕様書」記載のとおりとします。
  - 2 当社が契約者に提供する本サービスの内容又は提供条件を 既存のものから変更した場合、契約者は、当該変更後のサ ービス内容又は提供条件に基づき本サービスを利用するも のとします。
  - 3 当社は、本サービスの全部又は一部を、第三者に委託する ことができるものとします。
  - 4 契約者は、本サービスの有料オプション機能の利用を希望する場合は、当社が別途定める約款に基づき、別途当社との間でかかる有料オプション機能に関する利用契約を締結するものとします。

## 第2章 契約等

(利用契約の締結等)

- 第6条 本サービスの利用を希望する法人又は個人事業主(以下「法人等」といいます。)は、当社との間で利用契約を締結する ものとします。利用者は、契約者の契約内容に基づいて本 サービスを利用できるものとします。
  - 2 本サービスを利用しようとする法人等は、当社所定の「契約申込書」又は当社の本サービス用申込み Web(これらを総称して、以下「契約申込書等」といいます。)に、自己の名称、所在地、利用者、契約金額、支払方法、支払時期、契約期間、本サービスの利用期間(以下、本サービスの利用期間を「本サービスの利用期間」といいます。)申込日、その他当社が定める事項(以下「登録内容」といいます。)を記載(本サービス用申込み Web の場合は登録)のうえ当社に提出することにより、「契約申込書等」に記名押印を行うことなく、「契約申込書等」に記載された申込日をもって利用契約が成立するものとします。
  - 3 契約者は、当社との間で利用変更契約を締結することにより、利用契約の内容を変更することができます。
  - 4 契約者が当社所定の「登録情報変更申請書」又は当社の本サービス用申込み Web を介して申請した変更(これらを総称して、以下「登録情報変更申請書等」といいます。)を当社に提出することにより、「登録情報変更申請書等」への記名押印を行うことなく、「登録情報変更申請書等」に記載された申込日をもって利用変更契約が成立するものとします。

- 5 当社は、本約款の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、利用契約(登録情報変更申請書等による契約を含みます。以下同じ。)の成立後8営業日以内に利用契約を解除することができるものとします。なお、当該期間を経過後であっても次のいずれかに該当することが判明した場合は、当社は、本約款の規定にかかわらず、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本サービスの利用を希望する法人等が、本サービスに関する金銭債務の不履行、その他本約款に違反したことを理由として、過去に利用契約を解除された事実があるとき
  - (2) 「契約申込書等」又は「登録情報変更申請書等」に虚偽 の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき
  - (3) 「契約申込書等」又は「登録情報変更申請書等」を提出した法人等が金銭債務の履行を怠るおそれがあるとき
  - (4) 未成年者その他法令により行為能力が制限されている場合に、法定代理人等の同意を得ずに当社に対して本サービスの利用申込を行ったとき
  - (5) 本サービスの利用を希望する法人等に対して本サービスを提供することが当社の業務上あるいは技術上著し く困難であると当社が判断したとき
  - (6) その他、当社が不適当と判断したとき

## (権利義務譲渡の禁止)

第7条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、 本約款及び利用契約上の権利又は義務の全部若しくは一部 を他に譲渡してはならないものとします。

## 第3章 権利の帰属

(著作権)

第8条 本サービスにおいて当社が提供するホームページ等のコン テンツ、画面デザインその他一切の著作物の著作権は、当 社又は当社が定める者に帰属するものとします。

## 第4章 提供条件等

(維持管理)

第9条 当社は、契約者に対して本サービスを円滑に提供できるよう、善良なる管理者の注意義務をもってセンター設備の維持管理を行います。

(一時的な中断)

- 第 10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者 への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの 提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスの提供に必要な設備の故障等により保守を 行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - 2 当社もしくは再委託先は、前項に定めるもの以外に、本サービスの提供に必要な設備の定期点検を行う場合、当該定期点検を実施する30日前までにサービス初期画面にその旨を掲載することにより、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
  - 3 前二項に定める事由により本サービスを提供できなかった ことに起因して契約者又は第三者(他の契約者を含みます。 以下同じ。)が損害を被った場合であっても、当社は一切そ の責任を負わないものとします。

(契約期間及び利用期間)

- 第 11 条 利用契約の契約期間は、利用契約に記載した契約期間とします。
  - 2 本サービスの利用期間は、利用契約に記載されたサービス 利用期間とします。

### 第5章 料金

(料金等)

第12条 本サービスに係る料金(以下「本サービス料金」といいます。)は、別紙「サービス仕様書」「6.サービス利用料」 に記載のとおりとします。

(料金等の計算方法)

- 第 13 条 本サービス料金は、別紙「サービス仕様書」「6.サービス 利用料」に記載の事項に基づく課金開始月の1日から課金 されるものとし、毎月1日から末日までの間(以下「料金 月」といいます。)を1ヶ月として、別紙「サービス仕様書」 「6.サービス利用料」に記載の事項及び利用契約に基づ き算出された料金とするものとします。また、契約者によ る本サービスの利用が月の途中で終了した場合であっても、 当該月の本サービス料は1ヶ月として計算されるものとし ます
  - 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月 の対象期間を変更することがあります。

(料金等の支払方法)

- 第14条 契約者は、当社又は当社の指定する者からの請求に対して、 次の各号のいずれかの方法により、本サービス料金を当社 に支払うものとします。
  - (1) 当社が発行する請求書に基づく口座振込
  - (2) 口座振替
  - (3) その他当社が定める方法
  - 2 本サービス料金の支払方法が前項第1号に定める口座振込による場合、契約者は、本サービスを利用した月の翌月末日までに、当該月の本サービス料金を当社の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとし、当該口座振込に係る手数料を負担するものとします。
  - 3 本サービス料金の支払が第1項第2号に定める口座振替に よる場合、本サービスを利用した月の翌月26日(当日が金 融機関又は郵便局の休業日の場合は翌営業日)に当該月の 契約者指定の口座から引落されるものとします。
  - 4 前三項の規定にかかわらず、当社は、本サービス料金の全部又は一部の支払時期を変更することがあります。
  - 5 当社は、既に支払われた本サービス料金については、当社 に一方的な過誤がない限り、いかなる場合であっても契約 者に一切返還しないものとします。

(支払遅延損害金)

第 15 条 契約者が支払期限までに本サービス料金及びその消費税等相当額を支払わない場合、当社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、本サービス料金に対し年利 8.25%を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとします。

(端数整理)

第 16 条 本約款に基づく計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、 当該端数は切り捨てるものとします。

## 第6章 契約者の義務

(契約者の義務・責務)

第17条 契約者は、利用者その他本サービスに関係する者等(以下「関係者等」といいます。)に対して、本約款に定める事項

を周知徹底し、契約者が負担する義務を遵守させるものと します。契約者は、関係者等による本約款の違反につき、 当社に対して責任を負うものとします。

- 2 本サービス提供の一時的な中断、停止並びにその他の本サービスに関連する当社からの通知又は連絡は、契約者に対してなされます。契約者は、当社からかかる通知又は連絡を受けた場合、関係者等に対して、速やかにその内容を通知しなければならないものとします。
- 3 契約者は、法令等に基づき対象個人情報を適正な手段で取得し、本サービス遂行上当社が必要な最低限の個人情報を本人の同意を得たうえで、当社に保管委託するものとします。

#### (登録内容の変更通知)

第18条 契約者は、登録内容について変更があった場合は、当社の 定める方法により遅滞なく当社に通知するものとします。

### (禁止行為)

- 第19条 契約者・利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に 定める行為をしてはならないものとします。
  - (1) 本サービスに関する情報を改竄する行為
  - (2) なりすましにより本サービスを利用する行為
  - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む 行為
  - (4) 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害 する行為
  - (5) 本人の同意を得ることなく詐欺的な手段により第三者 又は当社の個人情報を収集する行為
  - (6) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
  - (7) 第三者又は当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
  - (8) 法令又は公序良俗に反する行為
  - (9) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為(書面により当社が事前に承諾した場合を除きます。)
  - (10) 第三者に本サービスを利用させる行為(書面により当社 が事前に承諾した場合を除きます。)
  - (11) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
  - (12) その他、当社が不適切と判断した行為

## (違反行為に対する措置)

- 第20条 当社は、契約者・利用者が前条各号に該当する行為を行なっていることを知った場合、該当行為により第三者から当社に対してクレーム・請求等がなされた場合、その他契約者・利用者による行為が本サービスの提供あるいは運営上不適当であると当社が判断した場合には、契約者に対して、次の各号のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずることができるものとします。
  - (1) 前条各号に該当する行為を直ちに止めるよう催告します。
  - (2) 契約者・利用者の行為により当社へクレーム・請求等を なした第三者との間で問題を協議し、解決することを要 求します。
  - (3) 第26条の定めに準じて本サービスの提供を一時停止又は利用契約を解除します。
  - 2 当社が契約者に対して前項第 2 号に基づく要求を行った場合、契約者は、当社にクレーム・請求等をなした第三者との間で問題を協議し、解決を図るものとし、当社に一方的な過誤がない限り、当社を一切免責するものとします。また、契約者は、当該クレーム・請求等により当社が被った損害を賠償するものとします。

## 第7章 当社の義務

#### (機密保持)

- 第21条 当社は、本サービスの提供に際して契約者から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された個人情報及び対象個人情報以外の情報であって、契約者が機密である旨表示したもの(以下「機密情報」といいます。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとします。
  - 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報 は機密情報に含まれないものとします。
    - (1) 既に公知のもの又は当社の責に帰することのできない 事由により公知となったもの
  - (2) 既に当社が保有しているもので機密の扱いでないもの
  - (3) 当社が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - (4) 当社が契約者から書面により開示を承諾されたもの
  - (5) 機密情報によらずに当社が独自に開発し又は知り得た もの
  - 3 当社は、契約者から提供を受けた機密情報を、本サービス を提供するために必要な範囲に限り、事前に契約者から承 諾を得たうえで、使用、複製することができるものとしま す。また、機密情報の改変が必要な場合も同様とします。
  - 4 当社は、第1項に基づき機密情報を再委託先に開示する場合、開示する機密情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定し、開示する相手方に対し本条により当社が負うのと同等の義務を課すものとします。
  - 5 本条の機密保持義務は、利用契約が終了した後5年間継続 するものとします。

## (対象個人情報)

- 第 22 条 当社は、当社が知り得た対象個人情報を、当社所定のホームページに掲載する「個人情報保護方針」に基づき管理するものとし、本サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、それらの対象個人情報を第三者に開示しないものとします。
  - 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、当社は、 契約者から個別の同意を得ることなく、対象個人情報を開 示することができるものとします。
    - (1) 当社が、本サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
    - (2) 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めると ころに従い対象個人情報の開示を要求された場合
  - 3 当社は、前項に基づき対象個人情報を開示する場合、開示する対象個人情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第2号の場合を除き、開示する相手方に対し本条により当社が負うのと同等の義務を課すものとします。

## (報告義務)

第23条 当社は、本サービスの提供に支障をきたすおそれがある事 故あるいは本契約に契約者・利用者が違反する事態が生じ た場合には、速やかに契約者に報告するものとします。

## 第8章 責任の範囲

## (責任の範囲)

第 24条 当社は、本サービスにおいて取り扱うデータに関して、経済産業省所定の「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」に基づき秘匿性を確保するものとしま

す。

- 2 当社は、法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの利用あるいは利用不能から生じるいかなる損害に関しても一切責任を負わないものとします。
- 3 契約者・利用者が本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、又は契約者・利用者と第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者・利用者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

## 第9章 利用契約の解除

(契約者からの利用契約の解除)

- 第25条 契約者は、利用契約を解除しようとする場合、解除希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知を行うことにより利用契約を解除することができるものとします。
  - 2 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの本サービス料金及び支払遅延損害金がある場合には、解除希望日までにこれを支払うものとします。

(提供停止及び当社からの利用契約の解除)

- 第26条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、 契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サ ービスの提供を一時停止又は利用契約を解除することがで きるものとします。
  - (1) 当社への利用契約、その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
  - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売 の申立があった場合
  - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始 の申立があった場合
  - (6) 第2号ないし第5号に定めるほか、財産状態が悪化する おそれのある場合
  - (7) 契約者が本約款に違反した場合
  - 契約者は、前項による利用契約の解除、本サービスの一時 停止があった時点において未払いの本サービス料金及び支 払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれ を支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第27条 本約款のいかなる定めにもかかわらず、当社は、いつでも 本サービスの提供を廃止することができるものとします。 この場合、契約者及び当社間の利用契約は、本サービスの 廃止日をもって終了するものとします。

(対象個人情報の廃棄)

第28条 当社は、利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、遅滞なく、契約者にかかわる対象個人情報を廃棄するものとします。

## 第10章 その他

(提供区域・準拠法)

- 第29条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。
  - 2 本約款及び利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、 日本法に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第30条 本約款及び利用契約に関する契約者・当社間の一切の紛争 は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし て処理するものとします。

#### 附則

本約款は平成28年3月1日から実施するものとします。 平成28年3月1日付改版(第9版)

## 別紙「サービス仕様書」

1.サービス名称

地域医療連携ネットワークサービス「ID-Link」

2. サービスの目的

患者様へ適切な医療サービスを提供することを目的とします。 (以下、「診療目的」と言う。)

3.サービスの概要

本サービスは、診療目的の達成のため、個人情報の取り扱いに 同意された患者様の診療情報を他の医療機関等と共有し、地域 医療連携を実現するサービスです。

4.サービス内容

(1)基本サービス

ID-Linkの基本サービスは、「同意患者登録」「診療情報の公開」「診療情報の閲覧」「その他のサービス」から構成されています。

#### 同意患者登録

個人情報の取り扱いに同意された患者様の情報を登録し、 各施設の患者番号を関連付け、アクセス権を付与すること ができます。

- ・患者情報:患者番号、氏名、性別、生年月日、郵便番 号、住所、電話番号等
- ・保管場所: ID-Linkサービスセンター内
- ・公開範囲:
  - a)オープンユニオン: ID-Linkオープンユニオン間b)クローズドユニオン: 自施設が所属するユニオン内ホームページに個人情報の共同利用範囲の掲載が必要です。

## 診療情報の公開

同意患者登録で登録された患者様の診療情報を自施設が所属するユニオン内の公開領域に公開することができます。 [ゲートウェイ公開施設]

- ・データソース:電子カルテシステム、SS-MIXストレー ジ、PACS等
- ・公開情報: 患者基本情報、入退院情報、アレルギー情報、 病名情報、処方情報、注射情報、検査結果情報、放射線検査情報、文書類、ファイル類、 コミュニケーション情報、DICOM画像等
- ・保管場所:自施設に設置したID-Linkアプライアンス サーバ内の公開領域
- ・公開範囲:自施設が所属するユニオン内

[ストアクライアント公開施設]

- ・データソース:ストアクライアント機能が実装された 電子カルテシステム、調剤システム等
- ・公開情報:患者基本情報、アレルギー情報、病名情報、 処方情報(調剤情報)、注射情報、検査結果 情報、放射線検査情報、文書類、ファイル 類、コミュニケーション情報

公開できる情報は、ベンダによって異なります。

- ・保管場所:下記の内契約者が選択した保管場所
  - a)自施設が所属するユニオン内のゲートウェイ公開 施設に設置されたID-Linkアプライアンス内 の公開領域
  - b)自施設が所属するユニオン内に設置されたアップ

ロード用のID-Linkアプライアンス内の公開領域

- c) ID-Linkサービスセンター内のストレージサービス で提供する公開領域
  - ・公開範囲:自施設が所属するユニオン内

## [手動公開施設]

- ・データソース:なし
- ・公開情報:患者基本情報、処方情報(調剤情報)、注射 情報、検査結果情報、放射線検査情報、文 書類、ファイル類、コミュニケーション情 報

コピー&ペーストなどを使った手動公開となります。

- ・保管場所:下記の内契約者が選択した保管場所
  - a)自施設が所属するユニオン内のゲートウェイ公開施設に設置されたID-Linkアプライアンス内の公開領域
  - b)自施設が所属するユニオン内に設置されたアップロード用のID-Linkアプライアンス内の公開領域
  - c) ID-Linkサービスセンター内のストレージサービス で提供する公開領域
- ・公開範囲:自施設が所属するユニオン内

#### 診療情報の閲覧

自施設が所属するユニオン内の複数の公開領域に公開され た同意患者の診療情報を設定されているアクセス権に従っ てカレンダ画面から閲覧することができます。

・閲覧範囲:自施設が所属するユニオン内

## その他のサービス

ヘルプデスクサービス

ID-Linkサービスについての一次問い合わせ窓口です。

- ・ID-Linkの機能問い合わせ
- ・障害の一時切り分け支援
- ・証明書インストール問い合わせ
- ・受付時間

平日:9:00~17:00(土日、祝祭日および弊社休日を除く)

・受付方法

電話、e-Mail

## 監視サービス

主にゲートウェイ公開施設等に設置されたID-Linkアプライアンスを常時監視するサービスです。

- ・ID-Linkアプライアンスの死活監視
- ・データソースからのデータ取得エラーの確認

## サービス維持

ID-Linkサービスを円滑にご提供し続けるために下記のよう な対応が含まれます。

- ・ID-Linkサービスの機能強化
- ・軽微な設定変更
- ・ID-Linkアプライアンスのアプリケーション最新化
- ・データソースからのデータ取得エラーの調査 エラー原因がデータソースベンダの場合、確認・修 正対応を依頼します。

## (2)拡張サービス

拡張サービスは、ID-Linkサービスセンターに同意患者の診療情報を保管委託することが前提となるサービスです。「リポジトリサービス」と「ストレージサービス」があります。

リポジトリサービス

リポジトリサービスは、ID-Linkサービスセンターに設置されたXDS.bに診療情報を保管し、複数施設間での同意患者の診療情報の横並び表示ができるなどのサービスです。

#### ストレージサービス

ストアクライアント公開施設および手動公開施設の診療情報をID-Linkアプライアンスの公開領域を利用することなく、ID-Linkサービスセンター内のバックアップ機能付き公開領域に保管できるサービスです。

下記はサービスに含まれませんが、ID-Linkサービスにお申込みいただくと無料無保証でお使いいただけます。VPN事業者として秘匿性等の保証が必要な場合は、有料サービスにお申し込みください。

## インターネットVPN接続(IPsecVPN)

導入時に設定を依頼することによって、ID-Linkアプライアンスに付属するファイアウォールのルータ機能を使いIPsecVPN構築できます。チャネルセキュリティなどの秘匿性等の保証はありませんが、ID-Linkサービスセンターに接続することが可能です。

#### SSL/TLSクライアント証明書

ゲートウェイ公開施設以外の施設で、ご希望であれば SSL/TLSクライアント証明書を発行いたします。オブジェクトセキュリティなどの秘匿性等の保証はありませんが、ID-Linkサービスセンターに接続することが可能です。

#### 5.サービス提供時間

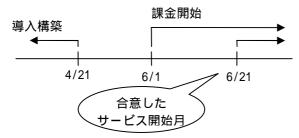
24時間365日(本約款に基づく一時的な中断及び一時停止の時間を 除く)

## 6.サービス利用料

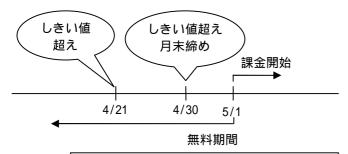
基本サービス、拡張サービスの料金は以下の通りです。

項番	項目	基本サービス料	拡張サービス
1	ゲートウェイ公開施設 ・200 床未満 ・200 床以上 300 床未満 ・300 床以上 ・上記以外のサーバ	20,000 円/月 50,000 円/月 80,000 円/月 50,000 円/月	基本サービス料に含む
2	ストアクライアント公 開施設	無料	・リポジトリサービス 無料 ・ストレージサービス 5GB まで無料
3	手動公開施設	無料	しきい値 5GB を超え る毎に 2,980 円/月 課金

病床数は、一般病床(許可病床)を対象とします。 料金に消費税等は含まれておりません。 ・サービス利用料の課金開始は、利用契約で合意したサービス開始月の1日からです。



・ストレージサービスに申し込みをいただいた場合は、しきい値 (5GB)を超えた月の月末締め、翌月1日から課金開始です。



例)4月21日にしきい値を超えた場合は4月末締め 5月課金開始

## 《用語定義》

## ユニオン

診療目的を達成するために、運営主体を中心とする同一ルール を共有する施設の集合体で、地域医療連携においては、診療情 報を共有する範囲をいいます。

## ストアクライアント機能

データソース(電子カルテシステム等)ベンダにStoreClientモジュールを組み込んでいただき、HL7v2.5の形式で直接ID-Linkの公開領域に(同意患者のみ)Push送信し、診療情報を公開できる機能です。

公開できる診療情報および公開タイミングは、データソース ベンダによって異なります。

## ${\tt XDS.b}$

IHE-ITI統合プロファイルの一つで、同意患者の診療情報を施設間で共有する方法を定めたプロファイルです。